

日清戦争後の清国の対露政策

——一八九六年の露清同盟条約の成立をめぐる——

佐々木 揚

はじめに

第一節 「連露拒日論」

第二節 満州鉄道問題と李鴻章のロシア派遣

第三節 露清同盟条約の成立過程

(一) 北京交渉

(二) ロシアにおける交渉

第四節 露清同盟条約と北京政府

おわりに

はじめに

周知のように日清戦争とそれに続く三国干渉は東アジア国際政治史上の一大画期的事件である。

すなわち、清国をめぐる国際環境という側面よりみれば、戦前は、イギリスが、清国貿易の事実上の独占という

既成事実基いて清国をめぐる国際環境の現状維持をその対清政策の基礎とし、圧倒的に優位にたつ地位を占めていた。しかし戦後には、イギリスの地位は清国に利害關係をもつ數ヶ国中の一国のそれにすぎぬものとなるとともに、他面、清国は従来の通商の利害よりも一歩進んだ列国の政治的・金融的・領土的さらには戰略的諸利害の交錯する舞台に転換した。その場合、清国政府に対する政治的影響力という点についてみれば、対日干渉に参加した三国、とりわけロシアのそれが極めて重要な意味をもつようになる。

一方、清国外交の担い手の変化という側面よりみれば、戦前戦中の清国の外交交渉は、制度的には正当な外交担当部局である総理衙門よりも、事實上、地方大官、就中直隸總督北洋大臣の李鴻章が外交折衝の任に当り、かなりの部分の重要な外交政策の決定に主導力を發揮してきた。しかし、敗戦後には、李鴻章の権力基盤が崩壊し、又他の地方大官も戦前彼の占めていた地位にとって代り得なかつた結果、北京政府の中枢機關が清国の外交政策の決定・遂行に直接責を負わざるをえなくなつた。

本稿は、新たに清国外交の指導にあたることとなつた北京政府中樞が、自らの置かれた国際環境をどのようなものとしてとらえ、それに対してどのような対応を示したかという視点に基いて、日清戦争後の清国の対露政策を考察し、敗戦後の窮境より脱出することをめざす清国と、満州進出政策をすすめつつあるロシアとの妥協の産物として生れた露清同盟条約の成立事情を、清国側の対応の過程に力点をおいて明らかにすることを目的とする。因みに、諸列強のこの問題に関連する動きについては、別稿を期している。⁽¹⁾

第一節 「連露拒日論」

日清戦争における敗北は清朝官人の意識に強烈な衝撃を与え、彼らに激変した国際環境のもとにおいて清国の採るべき途をより深刻に模索せしめる契機となった。以下その軌跡とそれが清国の外交政策の新しい展開にどのよう
に具現したかにつき、対露問題を中心としてみてみよう。

一八九五年四月はじめ、下関条約交渉における日本側の講和条件が伝えられると、北京政府のもとには、総督・巡撫という地方大官から御史、翰林院の中堅・少壮官僚に至る所謂「清議」派の官人、さらには拳人までをも含む
広汎な層による、拒和・主戦の上奏が殺到した。その内容はもとより多岐にわたるが、賠償金、領土割譲、通商特
権などの日本の要求は過酷であるという点については一致しており、その多くは、一たびこれらを小国である日本
に許せば英露仏など列強がそれにならない、中国は列強により分割されてしまうであろうという危惧を表明してい
た。但し拒和上奏はこのような事態に陥ることを避けるための具体策を欠き、劉坤一麾下の湘軍による徹底抗戦を
主張するのみであった。⁽²⁾

周知の如く拒和上奏は北京政府の容れるところとならず、四月一七日に日清講和条約が調印されたが、別途に併
行して四月二三日に実現した三国干渉は、いったん斥けられた拒和論に新たな展開を与える契機となった。

先ず地方大官の動きについてみれば、署南洋大臣張之洞は四月二六日付の電奏で、この好機に乗すべきであると
して、ロシアに新疆の一部を、イギリスにチベットの一部を割譲し、又両国に通商上の特権を与えて、兩國又はそ

の一国と同盟条約を結び、その海軍力を以って日本を威嚇・攻撃せしめ、講和条約を破棄することを提案した。⁽³⁾

張之洞は日清開戦時よりイギリスの援助を得ることをしばしば北京に進言していたが、イギリスが不干渉政策を堅持し、又ロシアがその地中海艦隊の回航により極東における最大の海軍国となった結果、彼はイギリスよりもロシアに注目するようになった。講和発効後、彼は戦後の中国がとるべき自強政策の一環として、ロシアと軍事同盟を結び中国の安全を確保することを主張するようになる。すなわち彼は七月一九日付の上奏において、

今日救急要策、尤莫如立密約以結強援之一端。……查外洋近年風氣、於各国泛交之中、必别有独加親厚之一二國、平日預訂密約、有戰事時、凡兵餉軍火可以互相援助。……今欲立約結援、自惟有俄國最便。……查俄與中國乃二百余年盟聘隣邦、從未開衅、本与他國之屢次構兵者不同、且其舉動關大磊落、亦非西洋之比。

と論じて、平時よりロシアと同盟条約を締結し、有事の際にはとりわけロシア海軍の支援を確保すべきことを説いた。⁽⁵⁾

このように三国干渉を利用して下関条約を破棄せよという主張からロシアと一般的な軍事同盟条約を締結せよという提案へと進むという傾向は、張之洞と並ぶ地方大官中の最有力者である劉坤一についても認められる。⁽⁶⁾ただ彼の場合は、ロシアの海軍力を重視する張之洞とは異り、もっぱら東三省の安全確保という見地からロシアと結ぶことの必要を説いている。これは張之洞が署南洋大臣として北洋水師壊滅後の清国海軍の中心である南洋水師の統率者であったのに対し、劉坤一は関内外の各軍の最高指揮官として日本の東三省に対する脅威をより身近に実感していたという立場の相違に基くものであろう。

次に京官についてみれば、三国干渉の直後にあっては、御史や翰林院の中堅・少壮官僚による、ロシアその他の列強に利を与えて密約を結び、日本に圧力を加えて講和条約を改訂或は破棄することを求める上奏がみられるが、講和発効後においては、日本を仮想敵国とする露清同盟の提案としては、七月二七日付の倉場侍郎許応騫の上奏があるのみである。⁽⁸⁾

ここで講和条約調印の前後に拒和を唱えた清議がその後外交問題についてどのような議論を展開するようになったかを見れば、次の二つの型に整理することができる。

その一は、戦後の中国をめぐる国際政治を日英とロシアの対立としてとらえ、日英に対抗するためにロシアへの接近を説くものである。⁽⁹⁾これは張之洞などの主張と基本において一致するが、彼らが同盟条約の締結といった具体策を提案しないのは、彼らは洋務運動の担い手でもある張之洞や劉坤一に比べて伝統的な華夷秩序の世界観をより強く残しており、近代国際関係の枠組における双務的な同盟条約という考えには馴染みが薄かったこと、及び彼らは張之洞や劉坤一よりも政策決定の中枢から離れた位置にあり、以前の清議と同じく具体的建設的な政策提言をなすという志向が弱かったこと、によると考えられる。

その二は、前者と同じく戦後の中国の外交政策における対露関係の重要性を認めつつも、親露路線に対して危惧を表明するものである。しかし彼らにしてもロシアを日英その他の列強と同列においてそれらによる中国侵略の可能性につき論じているのであり、とくにロシアを危険とする主張はみられない。⁽¹⁰⁾

以上により、日清講和条約調印の前後に澎湃として起った拒和論は、地方大官によるものであれ清議派官人によ

るものであれ、戦争終結後においては連露拒日という一つの外交政策に収斂しうる性質のものであったといえるであらう。

ここで拒和論者たちが何故連露論に傾くようになったのかを考えてみよう。三国干渉が起ると、それまで対日強硬論を唱えながらもその具体策のないことに苦しんでいた拒和論者の多くは、これを好機として、ロシアをはじめとする列国の武力援助を得て講和条約を破棄することを主張した。戦争終結後の連露論は、これを基礎として、再び中国が外国の攻撃を受けたならば中国単独では対抗できない、それ故いづれかの国と同盟を結んでおくことが必要である、その際中国に利害関係の深い国は英露であるが、イギリスは親日政策をとっており、従って中国の同盟の相手国としてはロシアしかない、という認識に基くものであったといえる。

この際彼らは過去の中露関係について、「二百余年間友好関係が続いた」とし、⁽¹¹⁾十数年前に戦争の瀬戸際まで進んだ伊犁紛争に関しても、むしろ曾紀沢がリヴァディア条約の改訂に成功したことを以ってロシアが侵略的意図をもたぬことの証拠としたのであった。⁽¹²⁾

すなわち彼らは戦後の中国をとりまく国際環境については、戦前におけるよりも一歩前進したよりリアルな認識をもちながらも、それから脱するための方策としての連露論は、ロシア極東政策についての冷静な判断に基くよりもむしろロシアとの同盟が必要であるから「やむをえず」⁽¹³⁾ロシアを羈縻するという性格のものであって、各々程度の差はあれ伝統的な外夷操縦政策の色彩を残すものであったといえる。

以上の如く、北京政府のもとに届いた上奏による限り、清朝官人の外交論議は、戦争終結を境として、拒和論が

ら連露拒日論へという展開を示したのであるが、それではこのような国内「与論」は北京政府にどのような影響を与えたのであろうか。

先ず三国干涉直後の時期についてみれば、拒和論の突き上げを受けていた北京政府には、新しい情況のもとで、日清講和条約を批准して戦争を終結するか、或は三国とりわけロシアの支援により戦争を再開するか、という選択の計量の余地が与えられた。四月二五日、対日戦の軍事の責任者である欽差大臣劉坤一と署直隸總督王文韶とに対し、

新定和約條款、……讓地兩處、賠款二万万、本皆万難允行之事。……連日廷臣章奏甚多、皆以和約為必不可准、

持論頗正。……著劉坤一王文韶、体察現在大局安危所繫及各路軍情、戰事究竟是否可靠、各抒所見拋實直陳。

という論旨が下されたが、これは拒和論者の主張する講和条約破棄・戦争再開という途が軍事的に可能であるかどうかを知らんがためのものであったといえる。

ところで、北京政府では、戦争を再開するには、ロシアが清国側に立って参戦することが不可欠であると考えられていた。あたかも、駐露公使許景澄は、ロシア外務省が対日武力行使を非公式に仄めかしたことを北京に伝えていた。北京政府は駐清ロシア公使カッシニ(A. П. Кассини)よりその具体的方法を聞き出さんとしたが要領を得ない。そこで北京政府は、四月二五日許景澄に対し、ロシア外務省の言の信頼度を探るべきことを命じ、続いて二七日には、

倭果堅拒只好用力之語、意頗切実。此時応問俄廷、能否先以兵艦来泊遼東海面、為我臂助。儻真用兵力、中国願

与俄立定密約、以酬其勞。

との訓令を發し、直ちに交渉を行うことを命じた。⁽¹⁷⁾

しかしロシア側には対日軍事同盟の締結に公式に應ずる用意はなかった。すなわち許景澄は二五日付の訓令に対する返電において、ロシア外相ロバノフ (B. A. Лобанов-Ростровский) が、

用力一説、係副大臣荃期敬 (Ч. П. Шинкин) 因代為密述、不作公談。……在華俄艦數十艘、已足當倭、……但指堅拒而有其意。

と述べて、日本が三国の勸告を受けられるならば武力行使はありえないと示唆したことを知らせた。⁽¹⁸⁾ その後も彼がこの問題に関してロシア側と折衝した形跡はない。

許景澄の電報は四月三〇日に北京に到着したが、同日、王文韶と劉坤一より、二五日付の論旨に対する上奏が北京に届いた。その内容は、いずれも清国にはまだ恃むに足る戦力が残っていることを強調してはいるが、結論的にはそれぞれ、

究竟是否可靠、臣實不敢臆斷、現在事可勝不可敗、勢成孤注。

持久二字、實為現在制倭要著。

と述べるにとどまり、当面直ちに、北京政府に戦争再開という途を選ばせるに足るものではなかった。⁽¹⁹⁾

ここにおいて北京政府は講和条約破棄の不可能であることを知り、五月二日光緒帝は講和条約を批准し、八日には芝罘において批准交換が行われ、日清戦争は公式に終結した。

次に講和発効後の北京政府の対露姿勢について考えてみよう。

日清講和条約調印の前後に拒和論として爆発した清議の多くは、同時に、李鴻章及び軍機処にあって彼の政策を支持した孫毓汶と徐用儀の処罰を要求していた。この弾劾は効を奏し、一八九五年七・八月に孫と徐は相次いで軍機処・総理衙門を追われ、これと時を同じくして、かつて清議に与して拒和を唱えた軍機大臣の翁同龢と李鴻藻が総理衙門行走を命ぜられた。すなわち、拒和論は戦中においては清国の政策とはなりえなかったが、戦後においては拒和論者が清国の外交指導にあたることとなったのである。⁽²⁰⁾

既述の如く連露拒日論は以前の拒和論者により主張されたこと、今後の清国の採るべき外交政策の具体的提案として地方大官や清議派官人により説かれたものは連露拒日論以外にはなかったこと、北京政府の新首脳は外交問題について経験が浅く、とくに洋務派地方大官の意向を重視せざるをえなかったこと、これらの事情を斟酌すれば、構成を新たにした北京政府は連露拒日という外交路線に肯定的であったと推定してよいであろう。⁽²¹⁾

但し、外交政策決定の責を負う北京政府首脳は、その外部にある地方大官や清議派官人に比べて、連露問題についてより慎重な態度をとらざるをえなかった。例えば講和発効後に北京政府が直面した最初の外交問題である対日賠償金借款問題についてみれば、露仏が英独との競争に打勝って年利四分という比較的低利の一億両の対清貸付が実現したが、交渉の現実を知らぬ連露論者がこれをロシアの好意と解釈したのに対し、北京政府はこれによるロシアの清国財政への干渉を懸念していた。⁽²²⁾ 又北京政府は四月二七日に許景澄にロシアと軍事同盟の交渉を行うことを命じているが、これは、三国干渉によって講和条約破棄も可能とみられるようになった時期における、いわば応急

對策的なものであった。講和発効後の平時における軍事同盟は、自ずからこれとは性格を異にするはずである。それ故北京政府が連露にふみきるためには、別の契機が必要であった。それはロシアの満州鉄道建設計画である。

第二節 満州鉄道問題と李鴻章のロシア派遣

一八九一年にシベリア横断鉄道が着工されて以来、駐露公使許景澄はしばしば北京へ工事の進捗具合につき報告していたが、同鉄道の満州通過の可能性が既に各国の新聞により論議されていた二八九五年六月には、総理衙門あて書簡で、

悉畢利之路取道我境、彼報言之不已、必将有向我明商之舉。此正東方大局關係要鍵。

として、北京政府に予め対策を講じておくことを求めた。⁽²³⁾

一方、日清戦争後李鴻章に代って清国の鉄道建設計画の中心となった張之洞は、八月二六日付の電奏で、

俄国建造西伯利鐵路、意在網羅亞洲東方一帶貿易。……先聞、總署允其假黑龍江南岸造鐵路、以接於海參威^{ウラジオフ}已成之路、可省千里。近英文新聞紙又言、中国允其沿鴨綠江而南建造鐵路、以江口為水陸銜接之所。查俄国久謀在東方覓一冬凍不久之海口、今以鴨綠江口界之、此路一成、俄可独擅亞洲東方貿易轉運之權。今中国方謀以鐵路自強。

と論じて、ロシアが計画中といわれる満州内の鉄道を清国が自ら建設することを提案し、その費用を調達するため

にはこの鉄道を担保としてロシアから借款すればよいとした。⁽²⁴⁾

このような情況下にあって、一〇月二四日、ロシア公使カッシニは総理衙門に対し、四隊八八人より成る鉄道路線調査隊を満州へ派遣したとして、その保護を要求した。この照会を受けた総理衙門は一九日に上奏し、

該使所稱各節、証之許景澄來函適相符合。詳訳該使照會、以将来或与中国在滿洲地方興造鐵路相接為詞、是刻下竟有借地修路之勢、中国於東方鐵路豈能置為緩図。

との判断に立って、張之洞の建言を大幅に採用した満州鐵路自造論を展開した。⁽²⁵⁾ただ張之洞の電奏はロシアに鉄道による経済的利益を独占させてはならぬという観点に基いていたが、総理衙門の上奏はそれよりもロシアの満州支配を予防することに重点があり、又借款についても総理衙門は「各国の洋債」を借入れるとしており、両者の対露姿勢の相違がうかがわれる。

総理衙門の上奏は直ちに裁可され、北京から訓令を受けた許景澄はロシア外相ロバノフに中国は鉄道を自造して国境でロシアの鉄道と接続させると通告した。⁽²⁶⁾

しかし、北京政府が満州に鉄道を建設することを政策として決定したにしても、現実にはその実現の可能性は僅少であった。総理衙門の上奏では、幹員を派遣して現地を調査させ、並びに借款によって日清戦争前から計画されていた関内外鉄道——天津を起点として山海関・奉天・吉林を経て露清国境の琿春へ達することが予定されており、山海関までの路線が開通していた——を建設してロシアの鉄道と接続させるとしている。このうち現地調査は実行されたが、借款については、イギリスからの借款が検討されたものの⁽²⁷⁾、実際の交渉は行われた形跡がない。又

張之洞は二月二日付の電奏で、ロシア人將校と会談した際に滿州鐵道を建設するための借款をロシアから得ることにつき打診したと報告したが、北京政府はこれに対し、二月四日付の上諭で、「集股甚難、借款亦不易」として、張之洞に輕挙することなきように命じた。これは北京政府が滿州鐵道の建設が困難であることを自ら認めたとのみてよいであろう。しかし北京政府はロシアに対してはその後も鐵路自造のポーズをとり続ける。

このように清国がロシアの滿州進出に対処する方途を模索していたとき、北京政府にその對露政策をより明確なものにすることを迫る機会が訪れた。それは李鴻章のロシア派遣問題である。

一八九五年十一月、許景澄は總理衙門あて書簡で、明年五月に予定されているロシア皇帝ニコライ二世の戴冠式に中国も列国にならって使節を特派することを求めた。北京政府は前年アレクサンドル三世の葬禮参列のためにロシアに派遣した湖北布政使王之春を再度派遣することとしたが、これを知ったカッシニ公使は、王之春では清国を代表するに足らぬとして、「宗室王公或大学士」を派遣することを求め、この結果、一八九六年二月一〇日、北京政府は文華殿大学士李鴻章をロシアに特派することを決定した。

ところで、清国随一の外交交渉の経験者である李鴻章の派遣は、戴冠式への出席という単なる儀禮的意味以上のものを必然的に与えられることになる。北京政府はこの機会に海關稅・子口半稅の引上げ問題などを列国政府と交渉させることとするが、彼の使命はこれにとどまらなかった。『翁文恭公日記』の二月一六日（光緒二十二年一月四日）の条には、

又拜李合肥晤談、一聞朝鮮自主、一密結外援、此語尚結実。

とあり、李鴻章と翁同龢が戦後の朝鮮問題とともにロシアと秘密同盟を締結することにつき話し合ったことが知られる。又カッシニ公使は三月三日付の本国政府あて報告で、出発直前の李鴻章と会談してロシアは懸案の解決につき彼の協力を期待していると述べたことを知らせ、さらに清国内の空気を分析して、清国は現在何よりも日本を恐れている、それ故西太后と光緒帝はロシアとの親善が重要であるという考えを李鴻章に伝えた、と述べている。⁽³⁵⁾

すなわち北京政府は、前節でみた連露拒日という国内「与論」を背景とし、ロシアの満州鉄道建設計画の具体化を直接の契機として、ロシアを羈縻しつつ日本の侵略に備えるという目的で連露という政策路線を選択し、その交渉を李鴻章——敗戦によってその権力基盤は失われたが、清国随一の外交交渉の経験者としての評価はなお外国人の間に高い——に委ねた、とみてよいであろう。但し北京政府は交渉条件を明示した訓令を予め李鴻章に与えるということはしなかった。ロシアが果して対日軍事同盟の提案に応ずるか、又ロシアの要求する対価——鉄道利権——は清国の許容できるものであるかどうか、これらのことは全て未知数のまま、李鴻章はロシアとの交渉に臨むこととなる。

ここで、北京政府は李鴻章を派遣するに際してロシアの鉄道建設計画をどのようなものと想定していたかを考えてみよう。

シベリア鉄道が満州のどの地域を通るかということについて、張之洞は八月二六日の電奏で、「黒龍江南岸」及び「鴨綠江沿いに南方へ」としている。この電奏を鐵路自造方針決定の基礎とする一〇月一九日の総理衙門の上奏

には、「庶通商之權利尙稍分、而遼海之形勝不致坐失」とあり、又一二月四日付の張之洞あて上諭には、

俄路……本欲橫通海參威、ウラジオストク今派員仮道勘路、則意在大連灣矣。

とある。⁽³⁶⁾

この間一〇月二五日、イギリスのタイムズ紙は、ロシアは旅順港に艦隊を碇泊させる権利とネルチンスクーチハル―ウラジオストク間並びにチチハル―旅順間の鉄道の建設運営利権とを清国より獲得したとの香港情報に基く観測記事を掲載し、⁽³⁷⁾イギリス公使オコナー (Mr. O'Connor) はこれを誤報であるとしながらも、⁽³⁸⁾一〇月三〇日に総理衙門の王大臣と会見した際、そのような報道がなされたことにつき総理衙門の注意を喚起した。⁽³⁹⁾

又ロシアは一月に、日本との決裂に備えて太平洋艦隊の基地を予め確保しておくという軍事的理由に基き、非開港場である膠州湾の冬期碇泊権を要求し、清国の同意を得たが、⁽⁴⁰⁾一月二七日北京政府は張之洞に対し、各国がこれを援用して港灣要求の口実とするおそれがあるとして、南洋水師の軍艦を旅順へ派遣することを命じた。⁽⁴¹⁾

すなわち北京政府は、ロシアは満州を東西に横断してザバイカル地方とウラジオストクとを結ぶ鉄道とそれより南へ延びて旅順へ達する鉄道という、T字形乃至Y字形の鉄道路線を敷設することを計画していると想定しており、とくに旅順に至る南満州路線に対して懸念を強めていたとみてよいであろう。⁽⁴²⁾

第三節 露清同盟条約の成立過程

(一) 北京交渉

ロシア公使カッシニは、一八九六年二月には清国政府と鉄道利権に関する交渉をはじめ準備を終えていた。彼は同盟国フランスのジェラルド (A. Gérard) 公使が行っていたランソン—竜州鉄道の利権獲得をめざす交渉を注視し、それはロシアにとって先例となるとしてジェラルドの努力を助けた。⁽⁴³⁾ そして同鉄道の利権をフランスの民間会社に与えることに北京政府が同意したのを見極めたあと、四月一八日、カッシニは満州における鉄道利権の問題を総理衙門に提起した。⁽⁴⁴⁾

四月三〇日、総理衙門はカッシニに回答したが、それは、「同鉄道の利権は国家の主権を侵害せんとする企てであるので、清国はそれを如何なる外国にも如何なる外国会社にも許与しないという確固不変の決定を最終的に行った」というものであった。総理衙門はただ近い将来満州に鉄道を建設する際ロシア人技師の援助を得ることと資材をロシアより購入することのみを認めた。⁽⁴⁵⁾ カッシニはこの回答を不満として、ロシアは清国の敵である日本と結ぶと威嚇したといわれる。⁽⁴⁶⁾

かくして北京交渉は決裂したが、その理由としては以下のように考えられる。すなわち、北京政府は対日軍事同盟の締結を期待して李鴻章をロシアへ派遣したのであるが、カッシニは満州鉄道は政治的経済的に清国にとり有利であると述べたのみで、同盟問題については言及せず、又その交渉を行う権限も与えられていなかったと思われる。それ故北京政府はカッシニに言質を与えて李鴻章の交渉を制約することを望まず、フランスに与えた民間会社による鉄道の建設運営の利権さえも拒んだのであろう。

しかしこの拒絶は清国の最終的態度を示すものではなかった。翌五月一日、総理衙門は李鴻章がロシアにおいて

改めて鉄道利権を要求されることを予期して、北京交渉の模様を彼に知らせた。⁽⁴⁷⁾以後露清交渉の場は北京よりペトルブルクに移行する。

(二) ロシアにおける交渉

李鴻章は一八九六年四月三〇日ペトルブルクに到着、五月三日より露清間の交渉が開始された。この日ロシア蔵相ウィット (C. I. Witte) は李鴻章を訪れ、シベリア鉄道の予定路線中ネルチンスク—ハバロフスク間は距離が長く工事も困難であるとして、チタより満州に入り寧古塔を経由する鉄道の利権をロシアに与えることを求めたが、李鴻章により拒絶された。⁽⁴⁸⁾

続いて五月七日、皇帝ニコライ二世はウィットの勧めにより李鴻章と二回目の接見を行い、

我国地広人稀、断不侵佔人尺寸地。中俄交情近加親密、東省接路實為將來調兵捷速。中国有事亦便幫助、非僅利俄。

として、満州鉄道の利権を露清銀行に与えることを求め、更に「将来倭英難保不再生事、俄可出力援助。」と述べ、露清軍事同盟の締結を公式に示唆した。⁽⁴⁹⁾

翌八日、李鴻章はウィット及び外相ロバノフとの会談において再び満州鉄道の建設を緊急のこととして要求されたが、この時彼は原則的にこれに反対せず、逆に前日ニコライ二世が言及した中国有事の際の援助について質すことにより、清国が露清軍事同盟を求めることを明らかにした。これに対しロバノフは、

若請派兵、須代辦糧餉。華有事俄助、俄有事華助、總要東路接成乃便。

という同盟条約の大綱を示した。李鴻章はこの会談の模様を翌九日北京へ報告したが、その中で、

我自辦接路実恐無力、又難中止、兩事相因、応否先訂援助、後議公司。

と述べて、ロシア側と軍事同盟の交渉を行うことについて北京政府の指示を求めた。⁽⁵⁰⁾

北京政府は五月一四日に李鴻章にあて訓令を發した。それは彼の意見具申を容れて、

一、如有兵事、俄与中国彼此援助。

一、松花混同兩江彼此行船。

一、中国令資本五百万兩附入俄華銀行。

の三カ条を基礎として同盟条約の交渉を行うことを命ずるものであったが、鉄道問題に関しては、ロシアの会社・技師・資材を用いて中国が建設するとしており、北京交渉においてカッシニ公使に対してなした回答の内容を越えるものではなかった。⁽⁵¹⁾しかしすでに五月一三日にロシア側は全六カ条の同盟条約案を李鴻章に手交しており、彼は北京からの訓令をまつことなくこれを基礎とする交渉に應じていた。北京政府ものにこれを認める。

かくして以後同盟問題についても鉄道問題についても交渉の主導権はロシア側が握ることとなる。ロシア側提出の条約初稿の漢文テキストは次のようなものであった。

大清国大皇帝大俄国大皇帝因欲保守亚洲大地現在和局、不使日後別国再有侵佔之事、決計訂立禦敵互相援助条約。是以大清国特派某、大俄国特派某、為全權大臣、即將全權文憑互換校閱、均屬如式、立定條款如左。

第一、日本国或与日本同盟之國如侵奪俄国屬地、或中国土地、或朝鮮土地、即牽礙此約、立即照約辦理。如有此事、兩國約明應將所有水陸各軍屆時所能調遣者、尽行派出、互相援助。至軍火糧食、亦尽力互相接濟。

第二、中俄兩國既經協力禦敵、非由兩國公商、一國不能独自與敵議立和約。

第三、當開戰時、如遇緊要之事、中国所有口岸均准俄国兵艦駕入。如有所需、地方官應尽力幫助。

第四、今為將來轉運俄兵禦敵並接濟軍火糧食以期捷速起見、議於黑龍江吉林辺地接造鐵路、以達海參崴。ウラジオストク惟此項讓造鐵路之事、不得藉端侵佔中国土地、亦不得有礙大清国大皇帝應有權利。其事可由中俄公司經理、其條款由兩國妥善商訂。

第五、無論和時戰時、俄国均可用上款所開之鐵路運兵運糧運軍械。

第六、此約應由第四款所讓之事奉行之日算起照辦、以十年為限。⁽⁵²⁾

この条約案の第一・二条は対日軍事同盟の締結という清国側の希望を満足させるものであり、又第三条は清国の懸念していたロシアの不凍港使用を対日戦の期間中に限定していたので、五月一九日の折衝においてロバノフの主張により第一条中の「或与日本同盟之國」という字句が削除されたことを除き、実質的な改変をうけることなくほぼそのままの形で露清同盟条約の条文となった。第一条が改められた結果、露清同盟条約は日本のみを仮想敵国とすることになったのであるが、李鴻章はこの改変には異議を唱えなかったようである。⁽⁵³⁾

他方鉄道利権問題については、清国はそれをなるべく制限された形のものにすべく努めた。以下その経過をみてみよう。

五月一三日の条約案は軍事同盟に重点があり、鉄道利権についてはその概略を示すにとどまっているといえるが、これは、ロシア側が李鴻章との数度の会談において清国には対日軍事同盟締結の意図が強く、それがなければ鉄道問題の商議に入り難いことを知ったためであろう。だが同日ウィットは清国政府と露清銀行間に締結さるべき「中俄公司合同」の草案を李鴻章に示し、同盟問題と鉄道問題を密接不可分のものとして取扱うつもりであることを明らかにした。李鴻章はこれに対し、

事体重大、猝難定議。密約如奉旨准可即画押。路事須派員在北京妥商。

として両問題の切り離しをはかった。⁽⁵⁴⁾しかしロシア側は、その最大の関心事である満州鉄道の利権問題を北京で交渉することにすれば、第三国の介入、北京政府の交渉引き延ばしなど様々の障害の発生するであろうことを知っており、四月三〇日の北京交渉における了解事項は取消すとしてこれに反対し、更に五月一八日の会談においては、李鴻章の条文修正要求に対し、「鐵路無成、另約即無庸議」と通告した。⁽⁵⁵⁾

これらの折衝の結果、条約案第四条中の「其事可自由」以下の条文は、最終的には、

其事可自由中国国家交華俄銀行承辦經理。至合同條款、由中国駐俄使臣与銀行就近商訂。

と改められた。⁽⁵⁶⁾かくして満州鉄道の利権は清国政府が民間会社である露清銀行に与えるものであることが条約に明記され、又その具体的内容は李鴻章のロシア出發後清国公使許景澄と露清銀行代表の交渉により決定されることとなった。

一方北京政府は、五月二一日発二三日着の李鴻章あて電報で、条約案の第五・六条の削除、及び中国の西部南部

への侵略に対しても露清同盟条約を適用すべく明記すること、を命じた。⁽⁸⁷⁾

第五条は平時戦時を問わずロシアに満州鉄道による無制限的な軍事輸送の権利を与えるものであり、第四条とならんでロシア側の要求の骨子をなすものである。折衝の結果、第五条は、

俄国於第一款禦敵時、可用第四款所開之鐵路運兵運糧運軍械。平常無事、俄国亦可在此鐵路通過路之兵糧。除因転運暫停外、不得藉他故停留。

と改められ、平時の軍事輸送に制限が附されることとなつた。⁽⁸⁸⁾ この修正は、北京政府の訓令により条文が改められ

た唯一の例であり、この年の九月八日に調印された東清鉄道契約の第八条にも同様の規定がある。⁽⁸⁹⁾ ただしこれらの

条項は、同契約第六・一〇・一一条による、東清鉄道会社への附屬地行政権・免税特権の許与、同鉄道により輸送される貨物の関税に対する特惠措置等の規定によつて、ロシア勢力の満州侵入を防ぐための条項としての意味を大幅に減ぜられたとみてよい。

次に同盟条約案の第六条には、条約の発効期日と有効期間が規定されている。これは五月一九日の折衝で、李鴻章の要求により、

此約由第四款合同批准奉行之日算起照辦、以十五年為限。屆期六個月以前、兩國再行商辦。

と改められていたが、⁽⁹⁰⁾ 北京政府が李鴻章への訓電の内容を決定した際には、この修正は未だ北京には知られていなかった。北京政府の意図は同盟条約を鉄道問題から切り離して速かに発効させることにあったと考えられるが、ロシア側は、

六款通篇結穴、一字不能改動、否則此約作罷論。

と主張してこれを拒絶した。⁽⁶¹⁾

又中国の西部南部への侵略をもロシアの救援義務發生の事由とすることに關しては、ロシア側は、

至第一言中国土地、係包西南在內、日本有事可商辦援助。若英法啓衅、俄不便明幫牽動歐亞大局。

としてこれを拒んだので、露清同盟条約を対日のみではないより普遍的な性格のものにせんとする北京政府の意圖て結実しなかつた。⁽⁶²⁾

以上の如き交渉過程を李鴻章より知らされた北京政府は、五月二七日露清同盟条約を締結することを決定し、⁽⁶³⁾ 二九日に彼にあて、

奉旨、……中俄陸誼從此加密。着派李鴻章為全權大臣、与俄国外部大臣画押。約内字句均照所收訂定。

との上諭を発信した。⁽⁶⁴⁾ かくして、六月三日モスクワにおいて、清国全權李鴻章とロシア全權ロバノフ及びウィッテにより、露清同盟条約が調印された。⁽⁶⁵⁾

第四節 露清同盟条約と北京政府

以下においては、北京政府が李鴻章の行った交渉にどのようなように関り、又どのような判断に基いてロシアに満州鉄道の利権を与えることに同意したのかという問題を、その政策決定機構との関連において検討する。

李玄伯の論文に所収の「密約交渉未刊電稿」によれば、約一ヵ月にわたる交渉期間中、北京政府は李鴻章に計八

件の電報を送っているが、そのうち李鴻章に対して実質的な意味をもつ政治指導を行ったといえるものは、五月一日四日発一六日着の電報（以下「電三六」とする）と五月二日発二三日着の電報（以下「電四一」とする）の二件のみである。

「電三六」は、「応否先訂援助、後議公司」という李鴻章の請訓をうけて、ロシアと軍事同盟条約の交渉を行うことを命じたものであるが、鉄道に関しては、「我欲自辦」として、四月三〇日にカッシニ公使に対して通告した鐵路自造の方針を繰り返したのであった。

『翁文恭公日記』の五月二日（光緒二十二年三月三〇日）の条には、

晨与慶邸議俄事、毫無主意、

とあり、五月一日（同四月二日）の条には、

卯正見起論俄電合肥、……李件堂上旨字、未詳南屋。午初退訪樵野、……与彼排免李相電、一時多始畢電本留樵野、電稱余退回。、以碼字交免一百三十八字。

とある。「慶邸」は慶親王奕劻、「合肥」は李鴻章、「南屋」は軍機章京、「樵野」は張蔭桓である。この記事により、「電三六」は軍機大臣総理衙門大臣翁同龢が総理衙門大臣慶親王奕劻と相談した上で、五月一日早朝の軍機大臣の進見奉答の際に皇帝の面前において討議決定するという、通常の政策決定の手續に沿ったものであることがわかる。又電報の発信は翁同龢と総理衙門大臣張蔭桓が自らこれを行っており、機密の保持に万全の措置がとられたことが知られる。⁽⁶⁶⁾

しかしこの時既にロシア側は六カ条よりなる条約初稿を李鴻章に提示しており、これは五月一日に北京に到着

した。北京政府はこの条約案を検討した結果、これを交渉の基礎とすることに同意し、「電四一」でこのことを伝え、併せて条約案を一部修改することを命じた。

すなわち北京政府は前年来主張してきた満州鐵路自造方針をはじめて放棄し、ロシアの要求を基本的に受け入れるという政策の変更を行ったのである。以下その理由を考えてみよう。

第二節において述べた如く、露清交渉が開始される以前、北京政府は、ロシアは満州におけるT字形乃至Y字形の鉄道路線——その南端は旅順——を李鴻章に対し要求するであろうと予期していた。北京交渉におけるカッシニ公使の要求の詳細は不明であるが、彼が本国政府より受けた訓令は、「幹線及び支線の双方について、その利権がロシアの会社のみに与えられるよう」努力せよというものであり、又北京交渉の内容を李鴻章に伝える五月一日付の総理衙門の電報には、

俄使来商接築東三省鐵路、(傍点引用者)

とあるところから、カッシニは満州を東西に横断する鉄道のみならず、それより南へ延びる鉄道の利権をも要求した——満州横断路線は黒竜江省・吉林省を通るが奉天省は通過しない——と推測される。

これに続く李鴻章とロバノフ、ウィッテとの交渉の期間中、李鴻章は北京政府あての電報において南満州路線の問題については直接言及していない。しかしロシア側資料に基づくロバノフの著書には、ウィッテは李鴻章に対し「北満州幹線のみならず『黄海の一港』に至る南満州支線についても執拗に同意を求めた」が、「李鴻章はその建設に同意したものの(清国の鉄道軌幅と同じ)狭軌であることを条件とした」ために、「この交渉は成果を生むこ

となく終った」とある。⁽⁶⁸⁾五月三日付の李鴻章の電報に、

俄戸部徵德來談東三省接路、

とあるのは、これを示唆していると考えられる。⁽⁶⁹⁾

このように李鴻章が南滿州路線の要求を事実上拒絶したためにロシア側は要求を取り下げ、五月一三日の条約案では、

黑竜江吉林辺地接造鐵路、以達海參崴。

とされた。これが北京に届く以前に発信された「電三六」において北京政府が従前どおり鐵路自造を主張したのは、北京政府はこの時未だロシアの要求する鉄道は滿州横断路線だけなのかどうかを確認していなかったためであろう。

「電三六」への返電において李鴻章は、

俄欲改道至海參崴、空出尼布楚至伯力一大段、非另接支路也。

と説明し、清国の鐵路自造については、

我自辦是否由関外接至赤塔、道遠款多、又須另籌接至双城子支路。

としてその困難であることを説き、対日軍事同盟を締結するためにロシアに滿州横断鉄道の利権を与えることを勧めた。⁽⁷⁰⁾ 続いて李鴻章は五月一八日付の電報で、ロバノフが、

此需巨款、恐華債已多、難再借。

として鐵路自造の可能性を認めず、又同盟条約については、「鐵路無成、另約即無庸議」と述べたことを伝えた。⁽¹⁾

ここにおいて北京政府は鐵道問題と同盟問題が密接不可分であることを知り、従来より主張してきた滿州鐵路自造方針を繰り返して李鴻章の行っている同盟交渉を白紙に戻すか、或はそれを放棄して同盟条約を締結するか、という選択を迫られたのである。この際北京政府が後者の途を選んだのは、ロシアの要求する鐵道は予想とは異り滿州横断路線のみであり、これは対日軍事同盟締結の対価としては許容できるものと判断したためであろう。

この決定は鐵路自造の原則を変更するものであったので、北京政府首腦の意見の一致を必要とした。

『翁文恭公日記』の五月一八日（光緒二十二年四月六日）の条には、

辰初見起、以二電呈覽^{另二電}、欲与諸王商此事、而慶不来、恭觀劇、無從抒一詞、……又訊李昨報、写二分、とあり、五月一九日（同四月七日）の条には、

卯正一見起^{電二}、一刻退。夙約榮張兩君議事、晨集軍機処稍談、慶邸亦来。既退而榮張剛三君集余齋、以蔬食款之。擬覆件、慶邸來閱之、訊李電、送稿与恭邸、晚剛君來談、又有所改、子密又来、議論不決。

とあり、五月二〇日（同四月八日）の条には、
晚訪高陽、高陽發論能見其大。帰而改稿、

とあり、五月二一日（同四月九日）の条には、

二邸皆入、卯正見起、以覆件請旨發電、退呈稿、……午正二到樵野処排發電旨及總署電信、共二百五十余字。とある。「恭」は恭親王奕訢、「子密」は錢応溥、「高陽」は李鴻藻である。「電四一」は、翁同龢が慶親王奕劻、総

理衙門大臣榮祿、同張蔭桓、軍機大臣剛毅、同錢應溥、軍機大臣總理衙門大臣恭親王奕訢、同李鴻藻と相談した上で擬旨し、二一日早朝の進見奉答の際に皇帝の裁可を得て発信したものであることがわかる。

しかし、既述の如く、北京政府が「電四一」において李鴻章に指示した三項目の条約案修正要求は、第五条が改められたことを除き、ロシア側に拒絶された。

ここにおいて北京政府は五月二七日、再び軍機大臣・總理衙門大臣による会議を開き、それまで李鴻章よりもたらされた電報全てを検討した結果、李鴻章がロバノフ及びウィッテと取り決めた条約案を承認して露清同盟条約を締結することに決した。

『翁文恭日記』の五月二七日（光緒三十二年四月一五日）の条には、

午赴督辦処、……邀張樵野吳蕙吟來會商連俄事、二邸李榮皆集、惟敬君該班未至、將有所密電錄稿公閱、遂議照辦。既定議、乃擬旨一通、

とあり、五月二八日（同四月一六日）の条には、

是日請旨寄李相定約事鈔電旨
明日通

とあり、五月二九日（同四月一七日）の条には、

電旨一 已正退、都虞小憩。即赴樵野處排發電旨、先將諭旨排訖發出申初、後將約文全篇改定排發改正、

とある。「吳蕙吟」は總理衙門大臣吳廷芬、「敬君」は同敬信である。二七日の會議において李鴻章に下す上諭の草案が書かれ、二八日にこれを皇帝に提出して旨を請い、その結果に従って翁同龢が再び李鴻章あての電旨を鈔し、

二九日に皇帝の裁可を得て、同日翁同龢と張蔭桓が李鴻章にあて条約調印の全権を与える上論と調印すべき条約の全文とを発信したことが知られる。

かくして北京政府はロシア側の要求をほぼ全面的に受けいれることを最終的に決定したのであるが、ロシアに与える鉄道利権が満州横断路線のみに限られていたこと以外に、この決定を容易にする要因が更に二つあった。

その一は、既述の如く、露清同盟条約は対日軍事同盟に重点があり、鉄道利権については概略を規定するのみで、その詳細——附属地行政権、採鉱権、土地・資材・貨物の減免税規定、そしてとりわけ鉄道軌幅をロシア式の五フィートにするか清国式の四フィート八インチ半にするかという問題——は、その後の清国公使許景澄と露清銀行代表との交渉に委ねられたことである。

この交渉において最大の係争点となった軌幅問題についてみれば、李鴻章はウィッテ、ロバノフとの会談においてロシアの鉄道の軌幅を採用することに同意していたと思われる。これは、李鴻章はウィッテが南満州路線の利権をも要求したのに対し同路線は清国の鉄道軌幅によるべきことを主張して事実上この要求を拒絶したこと、及び許景澄と露清銀行代表との交渉の期間中李鴻章が北京政府にロシア式の軌幅を採用すべく意見具申していること、により推定される。しかし五月一三日にウィッテが李鴻章に示した「中俄公司合同」の初稿或は一九日に李鴻章がウィッテと討議したその改訂案には当然軌幅に関する規定が含まれていたはずであるのに、李鴻章はその大要を北京へ報告する際に触れなかった。北京政府は露清同盟条約調印後にはじめてこれを知ったのであった。⁽⁷⁴⁾

その二は、ロシア側が露清銀行を改組して露清合辦とするという北京政府の提議に同意したことである。既述の

如く、北京政府は「電三六」において、軍事同盟の締結とともに、中国が五百万両を露清銀行に出資することをロシアとの交渉の基礎とするように指示した。そしてこの条項の意味を問合せる李鴻章の電報に対し、「欲与該銀行夥開、不為接路資本」と返電した。⁽⁷⁶⁾ ウィットテはこの提議を容れて露清銀行の合辦化に同意した。⁽⁷⁶⁾ ロシア側にとつても、露清銀行に清国政府より五百万両を出資せしめることは、「同銀行の立場を強化する手段」でありえたのである。⁽⁷⁷⁾ ただし清国政府は露清銀行の経営には当然のことながら何の発言権も持ちえなかった。

軍機処	總理衙門	督辦軍務処
恭親王奕訢 礼親王世鐸 ^x 翁同龢 李鴻藻 剛毅 錢応溥	恭親王奕訢 慶親王奕劻 廖寿恆 ^x 張蔭桓 敬信 榮祿	恭親王奕訢 慶親王奕劻 翁同龢 李鴻藻 榮祿
	翁同龢 李鴻藻 吳廷芬	

(×印は連露問題に関する『翁文恭公日記』の記事に言及されていないもの)

政策の決定に関する機関としては、軍機処・總理衙門の外に、一八九四年一月に設けられた戦時大本営としての性格をもつ督辦軍務処があるが、一八九六年五月におけるこれら三機関の構成員は総計一二名であり、『翁文恭公日記』によれば、そのうち一〇名が連露問題の討議に参加した(上表参照)⁽⁷⁸⁾。

但し彼らは政策決定に全員が同等の立場で関ったのではなかった。前引の『翁文恭公日記』の記事により、電報の送受信には翁同龢と張蔭桓があたり従つてこの両者は他の大臣たちよりもロシアにおける交渉の経過に通じ

ていたこと、「電三六」は翁同龢が慶親王奕劻と相談して起草し、又「電四一」は翁同龢が中心となって各大臣の意見を聞くという形で起草されたこと、皇帝、親貴として翁同龢よりも上位にある恭親王奕訢と慶親王奕劻、及び恭親王奕訢、翁同龢と並んで三機関の構成員を兼任し又翁同龢と政治的立場を同じくする李鴻藻は、いずれも指導性を發揮していないこと、が推測される。露清政策の決定に中心的役割を果たしたのは、光緒帝の信任のあつた翁同龢であつたとみてよいであらう。

又張蔭桓は一〇名の大匠中唯一人出使大臣の経験をもつ外交官であり、又戸部左侍郎として戸部尚書翁同龢を補佐する立場にあつた。京官は地方大官とは異り幕友という専門的知識を有するブレンをもたず、又その役割を果たすべき軍機処・總理衙門の章京は機密保持のために政策決定過程から除外されていたので、翁同龢は軍事同盟と鉄道利権という政治的であると同時に高度に専門的な性質をもつ問題を処理するに際して張蔭桓の知識経験に頼らざるをえなかつたものと思われる。『翁文恭公日記』の六月二十八日（光緒二十二年五月一八日）の条には、

又得李電、蓋訂正五月初二之件、逐碼校對、費神思、因以稿商之樵野、樵野回信、但云所慮極是、可與二邸商之、噫、國事執仔肩耶。

とあつて、張蔭桓の影響力の大きかつたことが知られる。⁽⁷⁹⁾

ところで一〇名の大匠により露清問題につきどのような議論がなされたかに関しては、『翁文恭公日記』の記述から知ることはできない。しかし同書は例えば前年の下関条約締結の際には北京政府首脳の間で激しい意見の対立があつたことを記している。⁽⁸⁰⁾露清同盟条約の場合にはそれが見られないのは、一〇名——その中心はかつてはこと

ごとに李鴻章の外交に掣肘を加えた翁同龢である——が少なくとも原則的には同条約に異議を唱えなかったことを示していると考えてよいであろう。

尚、清末期における清国の外交政策決定機構に関し、清国政府は重大な外交問題を処理するに際してしばしば北京において「六部九卿翰詹科道」を含む「廷臣會議」を開き、又地方大官中の有力者に情況を知らせて意見の上奏を命じていたことが指摘されている。⁽⁸¹⁾しかし露清同盟条約締結の際には、政策の決定に関与した官人は軍機大臣と總理衙門大臣とに限られていた。前年連露拒日を上奏し又滿州鐵路自造政策の発案者でもあった張之洞のような地方大官中の最有力者といえども、露清同盟条約に関しては翁同龢から何の相談を受けることもなく、又同条約が締結された事実すらも知らされていなかったと思われる。⁽⁸²⁾

おわりに

李鴻章は露清同盟条約調印後その全文を北京に知らせた。六月二一日、北京政府は彼にあて同条約を批准するとの上諭を発信した。⁽⁸³⁾九月二八日、慶親王奕劻、翁同龢、張蔭桓の三名はロシア公使館に赴き、カッシニ公使と批准書を交換した。⁽⁸⁴⁾

李鴻章はロシア出発後、ヨーロッパ諸国とアメリカを経由して一〇月一七日北京に帰着した。二一日彼は西太后と光緒帝に接見し、二四日總理衙門行走を命ぜられた。李鴻章の總理衙門大臣任命は、彼の行動が最終的に光緒帝、西太后及び北京政府首脳により是認されたことを示していると考えられる。⁽⁸⁵⁾

しかし、清国政府最上層部の一致した意志により、東清鐵道利権の許与という対価を支払って締結した露清同盟条約は、結局清国を列国の侵略から守る有効な手段とはなりえなかった。周知の如く、一八九七年一月ドイツは膠州灣を占領し、これに続いてロシアもドイツの例に倣い、一八九八年三月には清国に強要して旅順大連租借条約を締結する。最後にこのような事態に至るまでの露清関係の推移を簡単にあとづけておこう。

連露政策は、ロシアと結んで日本の侵略に対抗するという側面と、ロシアの滿州進出——とりわけ南滿州への——を防遏するという側面の、必ずしも両立するとは限らぬ二つの側面をもつものであった。もし日本の脅威が現実のものとなれば、清国政府は対日軍事同盟としての露清同盟条約の意義を重視してロシアとの関係の改善をはからねばならず、ロシアの滿州進出に対してより宥和的な態度をとらざるをえないであろう。しかし一八九六—九七年の日本の外交政策には清国に対して再度の侵略を行うという姿勢は見られず、それ故清国政府がロシアの滿州進出に宥和的になる条件は存在しなかった。

他方ロシアは、一八九六年九月に清国政府との間に東清鐵道契約を締結すると、同年一二月には事実上国有会社である東清鐵道会社を設立し、一八九七年初頭には、同会社の最初の仕事として、東清鐵道を滿州のどの地域に通すかを決定する作業に着手した。この際ロシアは、東清鐵道を当初予定していたチタとウラジオストクとを結ぶ直線よりも南よりに迂回させ、又同鐵道から南へ延びて黄海岸に達する支線の利権を獲得することをねらい、一八九七年五月にウィットの腹心である露清銀行頭取ウフトムスキー (У. Ф. Уфтомский) を派遣して北京政府との交渉にあたらせた。⁽⁸⁶⁾

このようにロシアの進出は北滿州のみにとどまらぬことが明らかとなるにつれて、清国は露清同盟条約の仮想敵国日本よりもむしろ同盟国ロシアの脅威をより身近に感じるようになった。北京政府は東清鐵道を南より迂回させることには同意したが南滿州路線の要求は拒絶し、一八九七年七月には、ロシアの南下に対抗するために、中断していた関内外鐵道の建設工事をイギリス人技師の指導下にイギリス資本により再開することを決定し、ロシアの抗議を無視してこの計画をすすめた。⁽⁸⁸⁾

ドイツの膠州灣占領は、このような清国側の動きによってロシアの滿州進出政策が行き詰りを示しはじめていた時に起った。ここにおいてロシアは、滿州における鐵道建設問題について清国側の態度に強い不満をもち、これ以上総理衙門との交渉に時間を費すことなく、清国が露清同盟条約を援用してドイツに対抗するためにロシアの援助を要請していることを利用して、ドイツの如く武力によって問題を解決すべきであるという新外相ムラビヨフ(M. H. Myrabiev)の主張⁽⁸⁹⁾に基づき、旅順大連に艦隊を派遣し後にその租借を要求するという露清同盟条約を無視する行動に出た。ただしこの政策転換は決してスムーズに行われたのではなく、ウィットの主張によりいったん採択された、「我々の中国との同盟条約を考慮して、及び東洋におけるロシアのプレステイジの維持のために」、ドイツの如き軍事行動はなすべきではないという大臣會議の決定を覆してなされたのであった。⁽⁹⁰⁾

以上の如く、旅順大連租借に至るまでの露清關係の推移は、露清同盟条約を基礎として両国間の關係が改善へと向う過程であるよりも、むしろ露清同盟条約締結の時にすでに同条約が内包していた矛盾——ロシアを羈縻して自国の安全を確保せんとする清国外交政策と露清同盟条約の鐵道条項により滿州進出を実現せんとするロシア極東政

策との——が顕現化していく過程であったといえるであろう。この矛盾は、日本の脅威が現実存在し且つ満州への平和的経済的浸透をめざすウィットェがロシア極東政策の主導権を握っている場合にのみ、清国が譲歩することによって、調整可能であった。

連露政策は、日清戦争後澎湃として起った連露拒日論を背景とし、ロシアの満州鉄道建設計画の具体化を直接の契機として、清国がロシアを羈縻しつつ日本の侵略に備えるという目的で自らの選択により採用したものであり、その帰結である露清同盟条約は清国が締結した最初にして最後の同盟条約となったが、僅か一年半にしてその失敗が明らかとなった。北京においてこの政策の採択に中心的役割を果たした翁同龢と張蔭桓は、周知の如く、翌一八九八年には北京政府上層部における変法運動支持勢力の中心となり、相次いで失脚する。連露政策が失敗に帰したことは、外国の侵略より中国を防衛するためのよりラジカルなアプローチとしての変法運動に彼らを赴かしめた、と考えることも可能であろう。

(東京大学人文科学研究科博士課程)

註

(一) 露清同盟条約乃至日清戦争後の清国の対露政策に関する従来の主要な研究は以下の如くである。

- ③B. A. Romanov, *Russia in Manchuria 1892-1906*, trans. S. W. Jones, Ann Arbor, 1952.
- ④A. Malozemoff, *Russian Far Eastern Policy 1881-1904*, Berkeley, 1958.

日清戦争後の清国の対露政策 佐々木

⑤矢野仁一『日清役後支那外交史』(一九三七年)。

- ⑥秋保一郎「露清密約と直隸湾問題」(『国際法外交雑誌』三六卷一〇号、三七卷二・三・六号(一九三七〜三八年))。
- ⑦Г. В. Ефимов, *Внешняя политика Китая 1894-1899*гг., Москва, 1958.

⑧李玄伯「李文忠使俄与光緒中俄密約(上・下)」(『大陸雜誌』一卷一・三・四・六・八期(一九五〇年)、二五卷

六・七・八期（一九六二年）。

⑧ L. J. Schulman, *China's Response to Imperialism 1895-1900*, Ph. D. dissertation, Columbia Univ., 1967.

⑨ M. Bounds, "The Sino-Russian Secret Treaty of 1896," *Papers on China*, vol. 23 (1970).

⑩ ⑪ は漢文資料を参照しており、露清同盟条約を専らロシア極東政策史上の問題として取扱っている。

⑫ ⑬ ⑭ は欧文資料と漢文資料の検討・相互比較を行っているが、⑮ を参照しておらず、又分析の重点を露清間の外交交渉の過程に置いている。尚⑯ は未公刊のロシア大蔵省文書を、⑰ は同外務省文書を使用しており、この意味で貴重である。

⑱ はロシアにおいて露清同盟条約の交渉にあたった李鴻章が当時総理衙門などと交換した電報一三四件をはじめ公表したものである。下篇には電報の全文及び解題が、上篇にはこれに基く研究論文が収められている。但しこの論文は史料紹介的な性格が強く、条約の成立過程やその意味などについての掘り下げた分析はみられない。

⑲ ⑳ は①を参照しており（但し㉑は④の下篇を参照していない）、その分析視角にも、日清戦争後の清国国内情況との関連において露清同盟条約の成立をとらえるという姿

勢がみられる。筆者はとりわけ㉒には多大の示唆を受けた。しかし筆者は、漢文資料の用い方や、清国政府の対露態度の変化及びそれがロシアと軍事同盟を締結するまでの政策決定過程の分析などの点で、㉓㉔に不満を覚えるものである。

要するに本稿は主として①②③の批判の上に立つものである。

(2) 市古宙三『近代中国の政治と社会』（一九七一年）、頁二〇八—二一三。『清光緒朝中日交渉史料』（以下『中日』として引用する）、二九七五、二九九九文書など。

(3) 同書、三〇〇八文書、光緒二十二年四月二日（以下においては、二一・四・二、などとする）。

(4) 李国祁『張之洞的外交政策』（台北、一九七〇年）、頁六九—七八。

(5) 『中日』、三三八三文書、二一・閏五・二七、附件一。

(6) 同書、三三四四文書、二一・四・一四到。『劉忠誠公遺集』、奏疏卷二四、頁九一—、二一・閏五・一五。

(7) 『中日』、三〇四六、三〇七三、三一一九文書。

(8) 同書、三三七五文書、二一・六・六。

(9) 同書、三三六四、三三七二文書など。

(10) 同書、三三八四、三三四四文書など。尚、以上の二つのグループとは質的に異なるものとして、康有為を代表とす

る変法派がある。但し彼らは戦争終結後においては、もはや上奏によって清国の外交政策を変えていくというやり方にあきたらず、北京を離れて独自の言論活動を展開するようになる。少なくとも露清同盟条約締結に至るまでの時期においては、彼らが北京政府の外交政策に与えた影響は無視しうる程度のもので考えらる。cf. D. C. Price, *Russia and the Roots of the Chinese Revolution 1896-1911*, Cambridge, Mass., 1974, p. 69, p. 237, n. 24.

- (11) 前註(5)・(6)・(8)・(9)に同じ。
- (12) 前註(5)・(9)に同じ。
- (13) 前註(8)に同じ。
- (14) 『中日』三〇〇四文書、二一・四・一。
- (15) 『翁文恭公日記』光緒二十二年三月二十九日(以下『翁記』、二一・三・二九)などとして引用する。
- (16) 『中日』三〇〇三文書、二一・四・一。
- (17) 同書、三〇二四文書、二一・四・三。
- (18) 同書、三〇六二文書、二一・四・六到。
- (19) 同書、三〇五三、三〇五四文書、二一・四・六到。
- (20) 市古前掲書、頁二一九を参照。
- (21) 『翁記』二一・八・五。The I. G. in Peking, Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs, 1868-1907, ed. J. K. Fairbank et al., 2 vols., Cambridge,

Mass., 1975, No. 980.

- (22) この問題については、近日中に発表予定の拙稿「一八九五年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」を参照されたい。
- (23) 『許文肅公遺稿』(以下『許稿』として引用する)、函牘四、頁四五。
- (24) 『張文襄公全集』(以下『張集』として引用する)、卷七八、頁三一一四、二一・七・七。
- (25) 『清季外交史料』(以下『清季』として引用する)、卷一一八、頁一一四、二一・九・二。尚総理衙門の上奏は翁同龢が起草して張蔭桓、恭親王奕訢、李鴻藻の賛同を得たものである。『翁記』二一・八・二八及び二九。
- (26) 『許稿』電報、頁二一一二。
- (27) 『清史稿』卷四七八、頁七。Foreign Office Confidential Prints, Vol. 6764, No. 126 (FOCP/6764/126 など)として引用する。O'Connor to Salisbury, Oct. 31, 1895.
- (28) 『張集』卷七九、頁四一五、二一・一〇・一六。
- (29) 同右、頁五一六、二一・一〇・一八。
- (30) 『許稿』函牘四、頁五一。
- (31) 『德宗実録』卷三七九、光緒二十二年一月己酉。
- (32) 『翁記』二一・一一・四。
- (33) 同書、二一・一一・二七。『德宗実録』卷三八二、光

緒二年二月癸巳。

- (34) 同書 卷三八三、光緒二年一月丁未『清季』卷一
二〇頁一一三、一一・一一。
- (35) Ефимов, *op. cit.*, стр. 182.
- (36) 前註(35)と同。
- (37) *FOCP/6764/20*, Extract from the "Times" of
Oct. 25, 1895.
- (38) *Ibid./26*, O'Connor to Salisbury, Oct. 26, 1895.
- (39) *Ibid./138*, O'Connor to Salisbury, Oct. 31, 1895. 『翁
記』二一・九・一四。
- (40) А. Л. Нарочницкий, *Колониальная политика
капиталистических держав на Дальнем Востоке
1860-1895*, Москва, 1956, стр. 787-788. 『德宗実録』
卷三七七、光緒二十一年一月癸酉及び戊寅。
- (41) 『中日』三四六四文書「一一・一〇・一一」。
- (42) cf. Романов, *op. cit.*, p. 79. 尚のそのほかロシア極
東政策イメーシは清国政府のみによって抱かれていたの
ではなく、例えばイギリスの駐露大使館も同趣旨の報告を本
国政府へ送っている。 *FOCP/6817/104*, Goshen to Salis-
bury, Mar. 12, 1896.
- (39) A. Gérard, *Ma Mission en Chine 1894-1898*,
Paris, 1918, pp. 130-135.
- (44) *Ibid.*, p. 136; Романов, *op. cit.*, p. 78. 『翁記』二
一・三・六。
- (45) Ефимов, *op. cit.*, стр. 180; Романов, *op. cit.*,
p. 78.
- (46) 『翁記』二二・三・一八、李玄伯前掲論文所収「密約
交渉未刊電稿」二五文書(以下「電二五」などとして引
用する)。
- (47) 同右。
- (48) 「電二七」。
- (49) 「電二九」。
- (50) 「電三一」。
- (51) 「電三六」。
- (52) 「電三四」。
- (53) 「電三九」。
- (54) 「電三五」。
- (55) 「電三八」。
- (56) 「電四八」。「電四九」。
- (57) 「電四一」。尚『翁文恭軍機処日記』(台北、一九七〇
年)頁三四三—三四四、および「電四一」のマラントと推
定される文書が収録されている。
- (58) 「電四三」。「電四九」。
- (59) 東清鉄道契約の漢文テキストは『清季』卷二二二

頁七一―一七、を、英訳テキストは、J. V. A. MacMurray, *Treaties and Agreements with and concerning China 1894-1919*, 2 vols., N. Y., 1921, vol. 1, pp. 74-77. を参ら。

(60) 「電三九」。

(61) 「電四三」。

(62) 同右。

(63) 『翁記』二二・四・一五。

(64) 「電四六」。

(65) 露清同盟条約のテキストは仏文及び漢文で、仏文テキストが解釈の基準となる正文とされた。漢文テキストは、『清季』巻二二、頁一一二(尚「電四八」)、「電四九」。「電五〇」を併照せよ)に、仏文テキストは、Romanov, *op. cit.*, pp. 400-402, に、英訳文は、Ssu-Yü Teng & J. K. Fairbank, *China's Response to the West*, N. Y., 1963, pp. 130-131, に収められている。テキストの發表事情、異同等の問題については、秋保前掲論文の第一章をみよ。

(66) 北京政府の機密保全措置が嚴重であったことは、ハー卜の書簡、及び林日本公使、マクドナルド英公使の報告中に述べられている。彼らは何らかの重要な交渉がロシアで行われていることに気づいていたが、その正確な内容は知

らなかつた。The I. G. in Peking, No. 1022; FO 171/1277/238-244, MacDonald to Salisbury, June 16, 1896.

『日本外交文書』巻二九、五六六文書。

(67) Romanov, *op. cit.*, p. 78.

(68) *Ibid.*, p. 83.

(69) 「電二七」。

(70) 「電三七」。

(71) 「電三八」。

(72) 「電七四」。「電七九」。

(73) 「電四〇」。

(74) 『翁記』二二・五・四。

(75) 「電四二」。

(76) 「電四四」。

(77) Romanov, *op. cit.*, p. 90.

(78) 軍機処と総理衙門は、錢実甫編『清季重要職官年表』同『清季新設職官年表』に掲げる。督辦軍務処については、『徳宗実録』巻三五、光緒二〇年一〇月戊申、卷三七八、光緒二十二年一〇月甲申、を参照。その首班は恭親王奕訢、副首班は慶親王奕劻であった。

(79) 『翁記』二二・一〇・六、及び沈雲龍『近代外交人物論評』(台北、一九六八年)、頁八三、八七、を参照。尚慶親王奕劻は日露開戦の直後内田日本公使に露清同盟条約の

存在を認められた際、その締結事情について、「最初李に条約締結の権限を附与したるにあらず、李の露国に到りたる後恭親王、翁同龢及張蔭桓三人の間に電報を往復したるものにして自分は全然之に与り居らず……」と説明している。外務省政務局『日露交渉史』(一九四四年)、頁三〇二、河村一夫「李鴻章の親露政策とその日本への影響」(歴史教育)、一四卷二二号、一五卷一・二号(一九六六～六七)の七節を併照せよ。

- (80) 『翁記』二一・三・一〇及び一一。
 (81) 坂野正高『近代中国政治外交史』(一九七三年)。
 (82) 『張集』卷一五二、頁二二二・一〇・二、卷一五三、頁一一二、二三・三・一七を参照。
 (83) 「電六二」、『翁記』二二・五・一一。
 (84) 同書、二二・八・二二。
 (85) 『徳宗実録』卷三九五、光緒二十二年九月庚戌(一八九六年一〇月二四日)に、「本月十五日、李鴻章擅入円明園禁地遊覽、殊於体制不合、著交部議処、尋議革職、得旨、加恩改為罰俸一年、不准抵銷」(『翁記』二二・九・一八及び二四、を併照)、とあって、李鴻章が皇帝の不興をこうむったかのようなのであるが、これについてロシア臨時代理公使パブロフ(A. И. Павлов)は、十一月七日付の本国政府あて報告で、「皇帝がヨーロッパにおける李鴻章の使命

の成果に満足すべき理由は何もないという確信を外国政府と清朝官人たちに抱かせ、かくして、ロシアにおいてなされた極めて重要な外交交渉に関して広まっている噂を消す」ために李鴻章を罰した」と説明している。Ефимов, *op. cit.*, стр. 195.

- (86) Romanov, *op. cit.*, pp. 117-124. 『許稿』函牘五、頁二二一・二七、電報、頁二二二・二四。
 (87) Romanov, *op. cit.*, pp. 125-127. 『清季』卷二二六、頁九一・一〇、二三・五・二二、『翁記』二二・五・七及び二〇及び二五。
 (88) 『海防檔』戊辰「鐵路」、頁三四五—三五〇。Romanov, *op. cit.*, pp. 126-129; Ефимов, *op. cit.*, стр. 209.
 (89) “Первый шаг русского империализма на Дальнем Востоке 1888-1903гг.” *Красный Архив*, т. 52 (1932), стр. 103-108.
 (90) Romanov, *op. cit.*, pp. 137-139; Ефимов, *op. cit.*, стр. 236-237.